

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（373）」

2. 日時：平成28年6月22日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宇田川原子力規制専門職、江崎安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、竹田安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、大塚係員、郡安技術参与、糸賀原子力規制専門員、卜部原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部長 他12名

電源開発株式会社：原子力建築室 建築技術タスク 担当

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部副長 他3名

日本原子力発電株式会社：開発計画室 建築グループ 副長

中部電力株式会社：原子力本部原子力土建部 設計管理グループ 課長
他2名

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震） 他1名

5. 要旨

（1）東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

＜原子炉本体基礎（RPVペDESTAL）の復元力特性＞

○鋼板コンクリート構造耐震設計技術規程（以下「SC規程」という。）の準用に当たって、原子炉施設鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針（SC指針）の根拠となった各種構造実験で特性が把握できない特殊な事象として、実機ではどのような事象が挙げられるかを説明すること。

○SC規程を実機に準用するには、既存の関連規準や特別の調査研究等により検討を加える必要があるが、柏崎刈羽ではどのような検討を行ったのか、その際に実機のどの条件を反映したのか、また、反映した条件の取捨選択はどのような考え方に基づくのかを説明すること。

- 上記の説明を踏まえた全体の検討の流れと結果を明確に説明すること。
- 試験体と実機との構造や断面形状の差異並びに試験体と実機との相似則の関係について対比表等を用いて詳細に説明すること。また、試験体と実機の差異の妥当性について、試験の目的に照らして説明すること。
- 試験について、試験条件の詳細（加力における弾性範囲や設計荷重等の説明、鉛直荷重の作用方法、計測方法等）も説明すること。
- 地震応答解析モデルにおける減衰定数5%と、S C規程に基づく履歴減衰の採用方針について説明すること。

(2) 東京電力より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による損傷の防止について（補足説明資料）